

相模原市メディカルケアステーション（MCS）運用方針

1. 相模原市におけるメディカルケアステーション（MCS（以下、MCSとする））は在宅医療・介護連携を推進する「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とし、MCSの活用については各法人等の判断によるものとする。

2. 相模原市における MCS の活用方法は以下の通りとする。

- (1) 多職種による在宅医療・介護に関する情報共有や相談し合えるネットワーク作り
- (2) 相模原市や医療・介護関係機関等から在宅医療・介護等に関する動向や研修等の情報提供・情報共有
- (3) 被支援者（患者）情報について支援関係者間（必要に応じて被支援者本人等）での共有

3. 利用にあたって必要な事項は以下の通りとする。

- (1) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を十分理解し、「MCS 運用管理規定」、「本運用方針」や関係法令等を遵守する。
- (2) 相模原市在宅医療・介護連携支援センターにメディカルケアステーション相模原市多職種連携グループ参加申込書（Web 申込または別紙様式1）を提出し、「相模原市多職種連携グループ」に参加する。

4. 被支援者（患者）情報を MCS で共有する場合、支援者は原則として被支援者本人（必要に応じて家族等）の「同意」を得る。同意を得る方法は以下の方法によるが、以下参照資料を確認の上、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面で適切な方法で同意を得る。なお、既に何らかの形で被支援者本人から情報共有に関する同意を得ている場合は、この限りではない。

- (1) 文書（同意書のひな型は「別紙様式2」を参照）
- (2) 口頭、電話による方法など（この場合、同意を得た旨（いつ、誰が、誰に対して同意をとったか、など）を記録する）

（参照：「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 P23、
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q&A P9
「地域医療情報ネットワークにおける同意取得の例について」（いずれも厚生労働省）

5. 被支援者の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合は、被支援者（患者）グループ管理者が速やかにグループを削除する。また、グループ参加者は退職や人事異動等、によりグループに関係がなくなった場合、速やかにグループから退出する。グループ管理者はグループの管理を定期的実施し、関係がなくなった参加者が残っている場合、退出させる。

6. 相模原市多職種連携グループにおいては、被支援者（患者）情報は取り扱わない。
7. MCS は、24時間365日支援関係者を拘束したり、即時対応を求めるものではない。
MCS を使用した連絡を行う時間帯等については、各グループ内の支援関係者間で個別に取り決めを行う。
8. 急変時や緊急連絡には、原則として電話等で直接連絡することし、MCS は使用しない。
9. 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、被支援者（患者）の支援を行う。
10. 不明な点があれば厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「MCS 運用管理規定」、「本運用方針」等を確認するとともに、必要に応じて相模原市在宅医療・介護連携支援センターに相談する。

相模原市在宅医療・介護連携支援センター（令和6年11月作成）